お知らせ版ハ百津町役場

HP番号 7153

監

第19号(令和2年1月6日発行) 243-2111



謹賀新年

謹んで新年のお慶びを申し上げます。 みなさま方にとって、 この新しい年がよりよき年になることを 祈念いたしております。 今年もよろしくお願いいたします。





八百津町役場 職員一同

(地域振興課)

八百津町プレミアム付商品券 今月いっぱいで購入引換期間が終了します

町では、20%のプレミアムが付いた商品券『八百津町プレミアム付商品券』を発行しています。この商品券は、消費税・地方消費税率の10%への引き上げによる、住民税非課税の方、子育て世帯の方の家計の負担を緩和するとともに、町内における消費を喚起・下支えすることを目的に発行されています。

商品券の購入引換期間は、I月31日(金)で終了します。期間を過ぎると、引換はできませんので、ご注意ください。

また、**商品券の利用期限は、2月29日(土)までとなります**。利用期限を過ぎると、 無効になります。期限までに使用してください。

- ○登録する町内の取扱店で使用できます。
- ○1枚の額面は500円です。
- | 冊 | 0 枚綴り 5,000 円分から購入可能です。(販売価格 | 冊 4,000 円)
- ○購入上限は5冊(25,000円分を20,000円で販売)となります。
- ○購入には引換券が必要です。
- ○引換券の再発行はできません。
- ○次の指定金融機関で購入引換できます。
 - ■十六銀行 ハ百津支店 ■東濃信用金庫 ハ百津支店
 - ■めぐみの農業協同組合 ハ百津支店・和知支店・久田見支店



お問い合わせ先 地域振興課

> 商工振興係 ☎43-2111 (内線2255)

(八百津町選挙管理委員会)

大切なあなたの | 票 必ず投票しましょう | 月 | 9日は八百津町長選挙の投票日です

投票は入場券に記載の投票所で、午前7時から午後8時まで

1月19日(日)は、八百津町長選挙の投票日です(告示日1月14日)。 私たちの未来を決める大切な選挙です。投票日に投票できない方は、期日前投票 ができます。棄権せずに、必ず投票しましょう。

●投票できる人

今回の選挙で投票できる人は次のとおりです。

- ・投票日現在で満18歳以上の方(平成14年1月20日以前に生まれた方)
- ・令和元年10月13日までに住民登録され、ひき続き八百津町に住所がある方

●期日前投票ができます

投票日に、仕事や旅行または家庭の都合などで投票ができない場合は、期日前投票制度をご利用ください。期日前投票所と投票できる時間は下記のとおりです。

- ・八百津町防災センター(役場西側)
 - |月||5日(水)から||月||8日(土) 午前8時30分から午後8時まで
- ·各出張所
 - |月|8日(土) 午前8時30分から午後5時まで

●不在者投票ができます

□病院などでの不在者投票

指定された病院や老人ホームなどに入院・入所されている方で、一定の要件を満たす 方は、その施設で不在者投票ができます。ご希望の方は、早めに施設長に申し出てくだ さい。

□他市町村での不在者投票

仕事や学業などにより他市町村に滞在(住所は八百津町)していて、町内で投票ができない方は、希望の市町村で不在者投票をすることができます。ご希望の方は、<u>事前の</u>手続きが必要ですので、お早めに町選挙管理委員会へお問い合わせください。

●選挙公報を発行します

今回の八百津町長選挙から、選挙公報を発行する予定です。

選挙公報は新聞に折り込みます。また、自由にお持ちいただけるよう、役場本 庁、ファミリーセンター、各出張所に設置します。

併せて町のホームページでも公開する予定です。

選挙公報は、候補者の経歴や政見などを把握するための情報源となりますので、 ぜひご活用ください。

※無投票となった場合は、選挙公報は発行しません。

お問い合わせ先 八百津町選挙管理 委員会事務局 **盃**43-2111 (内線2221・2394)

(教育課)

令和2年度 就学援助制度のご案内

町では、経済的な理由によって就学が困難と認められる児童・生徒の保護者に対し、就学上必要な経費の一部を援助する事業を行っています。

【対象となる方】

八百津町に住所を有し、①②の条件を満たす方

- ①八百津町内の小・中学校に、令和2年度に在学予定の児童・生徒の保護者
- ②次の「認定要件」のいずれかに該当する方のうち、生活に困っていると認められる方
 - Ⅰ.生活保護を受給している
 - 2.生活保護が停止あるいは廃止され、生活が困難である
 - 3.町民税が非課税、あるいは町民税、事業税、固定資産税、国民年金の保険料、国 民健康保険税のいずれかが減免されている
 - 4.児童扶養手当の支給を受けているまたは生活福祉資金の貸付を受けている
 - 5. 上記以外で経済的に困っている

【援助の内容】

学用品費、通学用品費、学校給食費、校外活動費、修学旅行費、**新入学児童生徒学用品費***(新小・中学校 | 年生対象)など、就学に必要な経費の一部

※「新入学児童生徒学用品費」を入学前に支給します

令和2年度に小学校または中学校に入学する児童・生徒の保護者に対し、「新入学児童生徒学用品費」を入学前の3月中旬頃に支給します。ただし、令和2年3月31日以前に八百津町外へ転出する場合は対象となりません。

【申請方法】

教育委員会窓口で配布する申請書に必要事項を記入し、添付書類を添えて、現在通っている学校(新小学校I年生は入学予定の学校)へご提出ください。 添付書類など詳しくは、申請書をお渡しする際にご説明いたします。

【認定方法】

ご提出いただく申請書をもとに、世帯の状況 (所得など) を調査させていただきます。そのほか、地区民生委員さんの意見を参考に、町の基準に基づき教育委員会が決定します。**所得の状況などによっては援助が受けられない場合があります**ので、ご注意ください。

【申請期限】

令和2年度より新規で申請される方は、令和2年2月14日(金)までに学校へ申請書類をご提出ください。年度途中でも随時申請を受け付けていますが、援助対象は認定日以降からとなります。

お問い合わせ先 教育課 学校教育係 ☎43-0390 (内線2514)

(防災安全室)

岐阜県交通遺児激励金支給事業のご案内

岐阜県では、毎年5月5日の「こどもの日」に合わせて、次のとおり交通遺児の方に 激励金をお贈りしています。

○対 象 者 令和2年5月5日現在、岐阜県内に居住されており、交通事故に

より、それまで生計をともにしていた父または母(すでに父母がいらっしゃらない場合にはそれに代わる方)を亡くされた方で、義務教育終了までの方および高等学校在学中(高等専門学校3年修了までの方、特別支援学校の高等部在学中の方を含む)で満20歳未満の方。

※交通遺児となった後、養子縁組した方、もしくは父または母が 再婚し 生計をともにすることとなった方は除きます。

○激励金の額 乳幼児および小学生・・・15,000円

(1人当たり) 中学生・・・20,000円 高校生など・・・25,000円

※申請時から高等学校などに就学している間まで支給されま

す。(満20歳未満の方のみ)

○申 込 期 限 2月14日(金)

お申し込み・

お問い合わせ先

防災安全室

☎43-2111 (内線2232)

(八百津町社会福祉協議会)

弁護士による無料法律相談会のお知らせ

相続・離婚・交通事故・債務整理に関することなど、暮らしの中の法律に関する悩み や問題について、弁護士が相談に応じる無料法律相談所を、下記のとおり実施しま す。

相談の秘密は固く守られます。相談を希望される方は、電話でご予約ください。

相談例・・・ 相続について相談したい。

土地の境界についてもめている。

交通事故を起こしてしまったが、相手側との話し合いがうまくいかない。

○と き 2月18日(火)午後1時から4時

○と こ ろ 福祉センターゆうゆう ボランティア活動室

○対 象 者 八百津町住民(6名程度)

〇弁 護 士 平井治彦 弁護士

○申込期限 2月7日(金)※6 名に満たない場合は、当日まで受け付けます。

○その他 申込者が6名を超えた場合、抽選とさせていただきます。

詳細は、お問い合わせください。

お申し込み・

お問い合わせ先

八百津町

社会福祉協議会

243-4462

(水道環境課)

あなたのご意見お寄せください 「生物多様性地域戦略」を策定します

「みのかも定住自立圏」は、美濃加茂市と加茂郡7町村によって形成されています。 それぞれの地域が持つ強みを活かし、弱みを補完し合いながら、圏域を活性化させ、「住み続けたい」「住んでみたい」と感じるエリアを目指し、様々な事業に取り組んでいます。

現在、この「みのかも定住自立圏」の施策の一環として、地域内の動植物・自然環境の調査を基に、より魅力あるまちづくり・情報発信源として、加茂地域の「生物多様性地域戦略」の策定に取り組んでいます。

「自然環境を活かしてこんな街にしていきたい」「地域のこういった文化と合わせればよりよい」など、みなさまのご意見を募集します。

参考資料として、策定プランの原案を八百津町ホームページにて公開しています。 ぜひご覧ください。

※参考ページへのアクセス方法

「八百津町ホームページトップ」→「新着情報」中の「生物多様性地域戦略の策定についてご意見を募集します」ページをご覧ください。

○募集期間 1月9日(木)から1月29日(水)まで

○対 象 ・町内在住、在勤、在学の方

・町内に事務所または事業所を有する法人・団体

○提出方法・ご意

・ご意見をまとめた文書(書式などは問いません)を直接または FAX、郵送、メールにて受け付けます。提出の際は住所、氏名、 電話番号を記入してください。

送付先:〒505-0392 加茂郡八百津町八百津3903番地2 八百津町役場 水道環境課 環境衛生係

F A X:0574-43-4066

メールアドレス: kankyou@town.yaotsu.lg.jp

※口頭や電話のみでの意見の受付はできません。

※文字数が1000字を超える場合は意見の要旨を添付してく ださい。 ′ご提出・

お問い合わせ先 水道環境課

環境衛生係

☎43-2111 (内線2126)

(国土交通省丸山ダム管理所)

丸山ダム管理所 庁舎を移転します

国土交通省丸山ダム管理所は、新丸山ダム建設事業にともない、庁舎を移転します。

新庁舎では、I月27日(月)より業務を開始します。 今後も地域の安全と安心の一層の確保を図るととも に、活力と魅力ある地域づくりに努めて参ります。引き 続きよろしくお願いいたします。

【丸山ダム管理所 新庁舎情報】 〒505-0301

岐阜県加茂郡八百津町八百津1276-2

電話:0574-43-1108

(電話番号の変更はありません)

FAX:0574-43-2170

